

5. フォローアップ計画

「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書（馬事公苑）」（平成 28 年 12 月 東京都）では、東京 2020 大会の開催前を対象に環境影響評価を実施している。一方、計画地周辺に設置を行う予定である大会関連用の仮設工作物や東京 2020 大会の開催中における大会の運営等については、現時点では具体的な計画が未定のため、環境影響評価を実施せず、今後の計画の熟度に応じて、別途実施する予定としている。

そのため、本フォローアップ計画書では、東京 2020 大会の開催前を対象としたフォローアップ計画をとりまとめることとし、東京 2020 大会の開催中、開催後の環境影響評価及びフォローアップ計画は、別途実施する予定とする。また、本事業で整備する建築物の諸元についても、現時点では具体的な計画が未定であるため、開催前の建築物の出現及び開催後における施設等の持続的稼働に係る環境影響評価や第 2 期工事に係る環境影響評価は、生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑、自然との触れ合い活動の場を除き、今後の計画の熟度に応じて検討を行い、別途実施する予定である。

5.1 大気等

(1) 東京 2020 大会の開催前

1) 調査事項

調査事項は、表 5.1-1(1) 及び(2)に示すとおりである。

表 5.1-1(1) 調査事項(東京 2020 大会の開催前)

区 分	調査事項
予測した事項	・ 工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度 ・ 建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度
予測条件の状況	・ 気象の状況(風向・風速) ・ バックグラウンド濃度の状況 ・ 工事用車両の状況(種類、台数、時間帯) ・ 建設機械の稼働状況(種類、台数、規格、稼働時間) ・ 一般車両の状況(種類、台数、時間帯)
ミティゲーションの実施状況	[工事用車両に対するミティゲーション] ・ 工事用車両に付着した泥土等が場外に飛散しないよう、出入口付近に洗車設備を設けて必要に応じてタイヤ等の洗浄を行う等、土砂・粉じんの飛散防止に努める計画としている。 ・ 低公害型の工事用車両を極力採用し、良質な燃料を使用するとともに、適切なアイドリングストップ等のエコドライブ及び定期的な整備点検の実施を周知・徹底する計画としている。 ・ 施工業者に対する指導を徹底し、工事用車両の過積載を防止する計画としている。 ・ 工事用車両が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める計画としている。 ・ 工事作業員の通勤に際しては、公共交通機関を利用する等通勤車両の削減に努めるよう指導する計画としている。 ・ 計画地からの工事用車両の出入りに際しては交通整理員を配置し、通勤・通学をはじめ一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するとともに、交通渋滞とそれに伴う大気汚染への影響の低減に努める。また、適宜清掃員を配置し、清掃に努める計画としている。

表 5.1-1(2) 調査事項(東京 2020 大会の開催前)

区 分	調査事項
ミティゲーションの実施状況	[建設機械に関するミティゲーション] ・排出ガス対策型建設機械（第2次基準値）を使用する計画としている。 ・北エリアの管理センターの建設の際には、高さ1.5mの既存ブロック塀の上に高さ1.8mの防音シートを設置する計画としている。 ・北エリア及び南エリアの地下道スロープ施工の際には、高さ2.0mの防音シート付仮囲いを設置する計画である。 ・外周部の仮囲いには既存柵を利用し、一部ゲート周辺に鋼製仮囲い（高さ約3m）を設置するほか、解体工事及び建築工事を行う際には、工事範囲の周囲に養生シートを設置する計画としている。 ・周辺に著しい影響を及ぼさないように、工事の平準化に努めるなど事前に作業計画を十分検討する計画としている。 ・建設機械の集中稼働を行わないよう、建設機械の効率的稼働に努める計画としている。 ・最新の排出ガス対策型建設機械（第3次基準値）の使用に努める計画としている。 ・必要に応じて散水の実施、粉じん飛散防止シートの設置等、粉じんの飛散対策を講じる計画としている。 ・良質な燃料を使用する計画としている。 ・アイドリングストップの提示等を行い、不必要なアイドリングの防止を徹底する計画としている。 ・建設機械の稼働に当たっては、不必要な空ぶかし、急発進等の禁止を徹底させる計画としている。 ・建設機械は定期的に点検整備を行い、故障や異常の早期発見に努める計画としている。 ・環境保全のための措置を徹底するために、工事現場内を定期的にパトロールし、建設機械の稼働に伴う影響を低減する環境保全のための措置の実施状況を確認・指導を行う計画としている。 ・解体及び建築工事に関する近隣からの相談窓口を設置し、住民からの問い合わせに対しては、迅速かつ適切な対応を行う計画としている。 ・上記のミティゲーションについては、その遂行を徹底するよう、施工業者に対して指導を行う計画としている。 [その他工事に関するミティゲーション] ・解体工事においては、大気汚染防止法第18条に基づく措置を実施する計画としている。

2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とする。

3) 調査手法

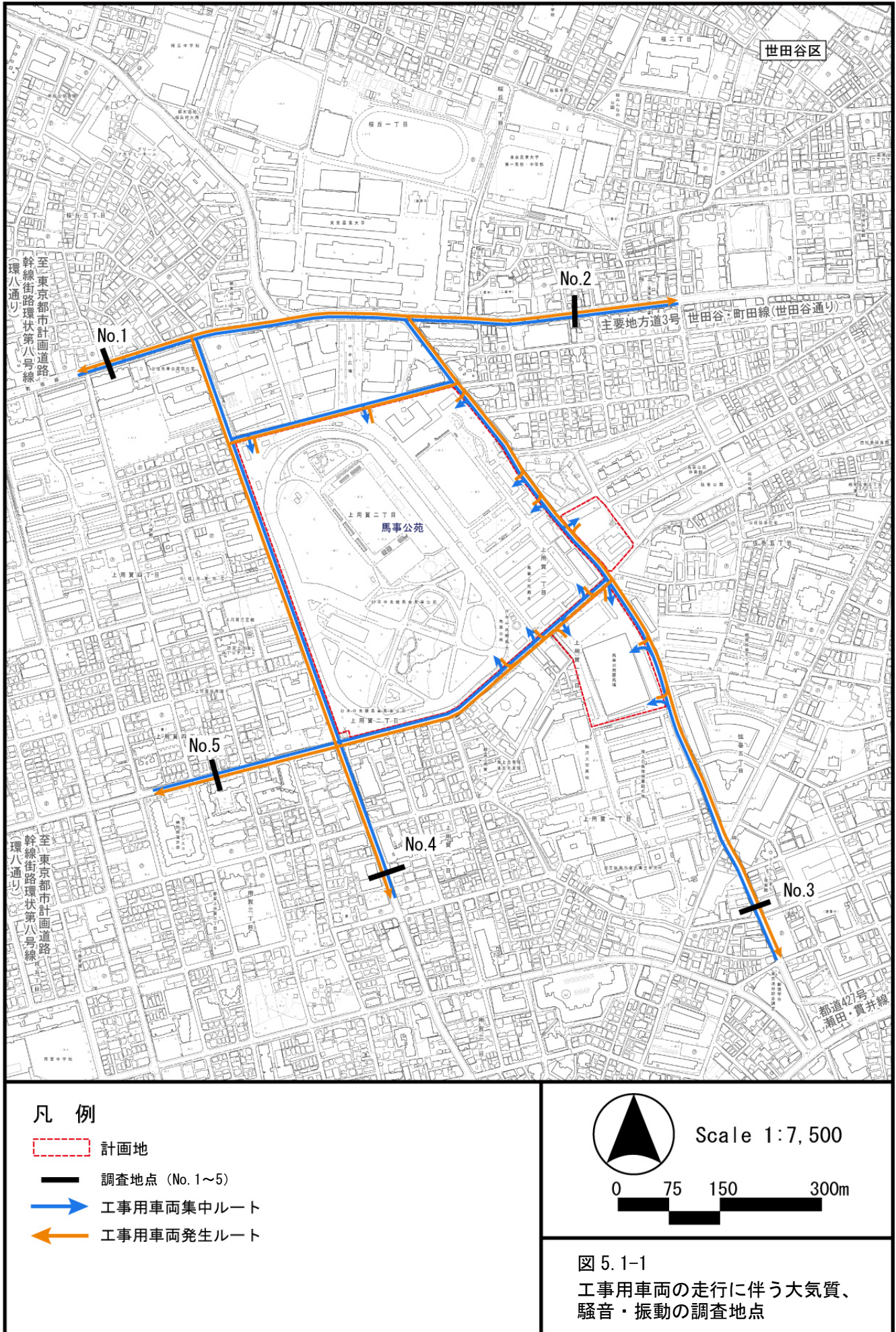
調査手法は、表 5.1-2(1) 及び(2) に示すとおりである。

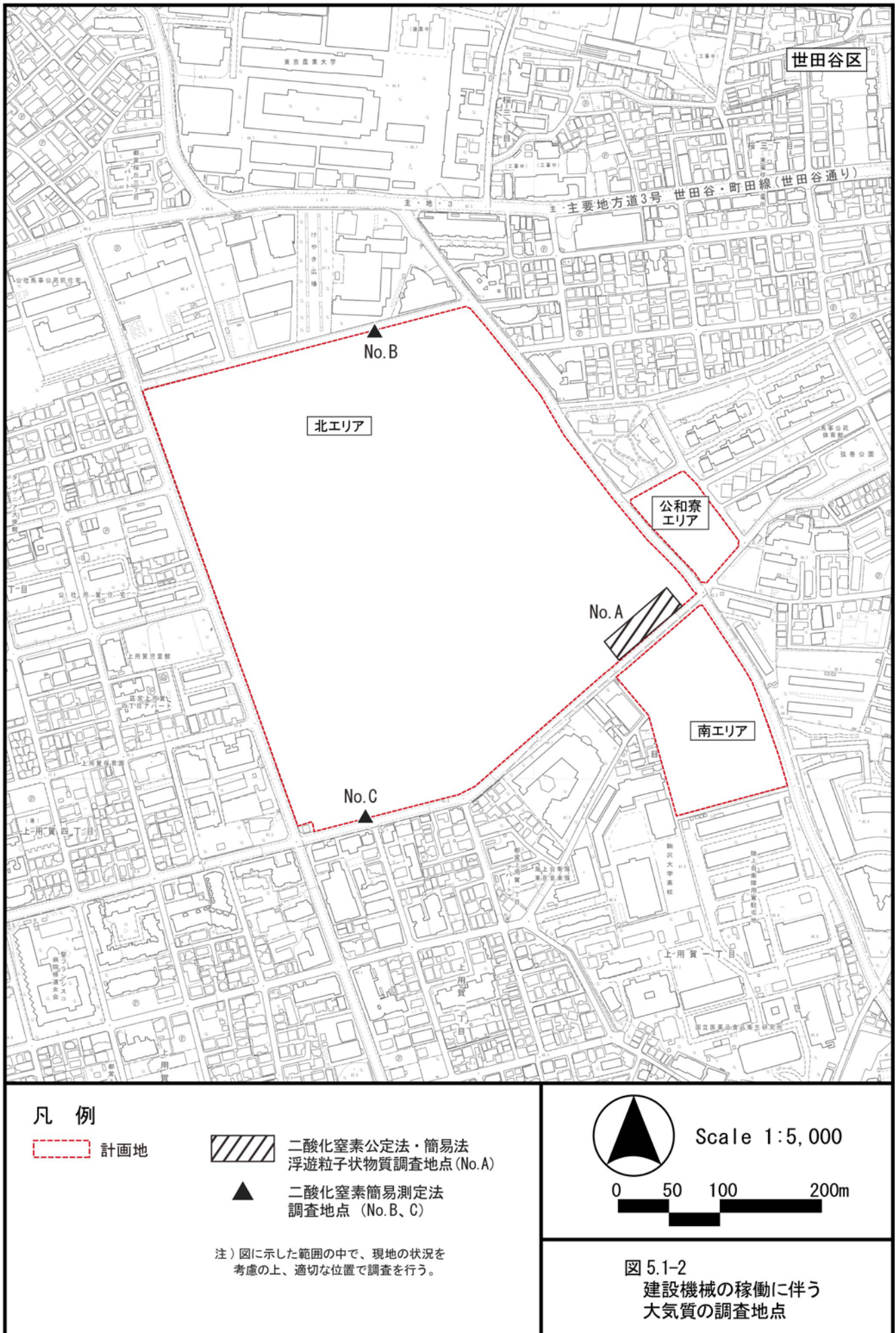
表 5.1-2(1) 調査手法(東京 2020 大会の開催前)

調査事項		工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度	建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度
調査時点		工事用車両の走行台数が最大となる時点(準備工事着工後19か月目)とする。	建設機械の稼働に伴う大気汚染物質の排出量が最大となる時点(準備工事着工後10か月目)とする。
調査期間	予測した事項	代表的な1週間とする。	
	予測条件の状況	【気象の状況、バックグラウンド濃度の状況】 「予測した事項」と同一期間とする。	
		【工事用車両、一般車両の状況】 「予測した事項」の調査期間内の代表的と考えられる1日とする。	【建設機械の稼働状況】 「予測した事項」の調査期間内の代表的と考えられる1日とする。
	ミティゲーションの実施状況	工事の施工中の適宜とする。	
調査地点	予測した事項	工事用車両走行ルート上の5地点(図5.1-1に示す地点No.1～5)とする。	予測により求められた最大濃度着地地点付近とし、計画地南敷地境界付近1地点(図5.1-2に示す地点No.A)とする。
	予測条件の状況	【気象の状況】 東京管区気象台(風向、風速、雲量及び日射量)とする。	
		【バックグラウンド濃度の状況】 計画地周辺の大気汚染常時観測局とする。	
		【工事用車両の状況】 工事用車両の出入口とする。 【一般車両の状況】 工事用車両走行ルート上の5地点(図5.1-1に示す地点No.1～5)とする。	【建設機械の稼働状況】 計画地とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とする。	

表 5.1-2(2) 調査手法(東京 2020 大会の開催前)

調査事項		工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度	建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度
調査手法	予測した事項	◎ 二酸化窒素 ・ No. 1～5 簡易測定法(PTIO法) ◎ 浮遊粒子状物質 既存資料並びに工事用車両台数の整理による方法とする。	◎ 二酸化窒素 ・ No. A 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月環境庁告示第38号)に定める方法(JIS B 7953))及び簡易測定法(PTIO法) ・ No. B、C 簡易測定法(PTIO法) ◎ 浮遊粒子状物質 ・ No. A 「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月環境庁告示第25号)に定める方法(JIS B 7954)
	予測条件の状況	【気象の状況】 東京管区気象台(風向、風速、雲量及び日射量)の観測値の整理による方法とする。	
		【バックグラウンド濃度の状況】 計画地周辺の大气汚染常時観測局の観測値の整理による方法とする。	
		【工事用車両の状況】 ハンドカウンタによる計測(大型車、小型車の2車種分類)及び関連資料(建設作業日報等)の整理による方法とする。 【一般車両の状況】 ハンドカウンタによる計測(大型車、小型車の2車種分類)とする。	【建設機械の稼働状況】 現地調査(写真撮影等)及び関連資料(建設作業日報等)の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料(建設作業日報等)の整理による方法とする。	





5.2 土壌

(1) 東京 2020 大会の大会開催前

1) 調査事項

調査事項は、表 5.2-1 に示すとおりである。

表 5.2-1 調査事項(東京 2020 大会の開催前)

区 分	調査事項
予測した事項	・ 土壌汚染物質(濃度、状況等)の変化の程度 ・ 地下水及び大気への影響の可能性の有無 ・ 汚染土壌の量
予測条件の状況	・ 掘削工事の実施状況
ミティゲーションの実施状況	・ 土壌汚染対策法第 4 条及び環境確保条例第117条に基づく手続き、調査を実施し、南エリア及び公和寮エリアについては、調査を実施した。 ・ 南エリアの土壌汚染状況調査の結果、汚染土壌の存在が確認されたため、土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づき、適切な土壌汚染対策を実施する。また、北エリアについては、土壌汚染状況調査の結果、汚染土壌の存在が確認された場合には、土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づき、適切な土壌汚染対策を実施する。 ・ 今後、工事中に土壌汚染が新たに確認された場合は、速やかに土壌汚染対策を実施する。なお、土壌汚染対策を実施した場合には、その内容をフォローアップ報告書において明らかにする。

2) 調査地域

調査地域は、計画地とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.2-2 に示すとおりである。

表 5.2-2 調査手法(東京 2020 大会の開催前)

調査事項		土壌汚染物質(濃度、状況等)の変化の程度 地下水及び大気への影響の可能性の有無
調査時点		掘削工事を行う時点とする。
調査期間	予測した事項	掘削工事中の適宜とする。
	予測条件の状況	掘削工事中の適宜とする。
	ミティゲーションの実施状況	掘削工事中の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地とする。
	予測条件の状況	計画地とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地とする。
調査手法	予測した事項	関連資料の整理による方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

5.3 生物の生育・生息基盤

(1) 東京 2020 大会の大会開催前

1) 調査事項

調査事項は、表 5.3-1 に示すとおりである。

表 5.3-1 調査事項(東京 2020 大会の開催前)

区 分	調査事項
予測した事項	・生物・生態系の賦存地の改変の程度 ・新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度
予測条件の状況	・既存緑地の改変の程度 ・植栽基盤（土壌）の状況 ・緑化計画
ミティゲーションの実施状況	・武蔵野自然林や外周部樹林帯は、保全エリアとして樹木保全を基本とし、苑内についてははらっぱ広場、ナチュラルアリーナのヒマラヤスギ群、サクラドレッサージュのケヤキ等の既存樹木を可能な限り残す計画としている。 ・苑内の一部の樹木は移植を行いつつ、適宜、新植樹木を配植して緑量を確保する計画としている。 ・世田谷区みどりの基本条例(平成17年世田谷区条例第13号)における基準緑化をそれぞれの敷地（北エリア、南エリア、公和寮エリア）で満たし、北エリアで約79,410㎡、南エリアで約5,370㎡、公和寮エリアで約860㎡とする計画としている。 ・苑内で親しまれてきたお花畑やウメ、サクラ、メインアリーナやグラスアリーナ周辺のフジ等を集約し、一年を通じて見どころのある広場とする四季の広場のほか、はらっぱ広場・子ども広場として拡がりのある大きな草地の広場を設ける計画としている。 ・十分な植栽基盤（土壌）の必要な厚みを確保する。 ・植栽工事に当たっては、可能な範囲で現地土の有効活用に努める計画としている。

2) 調査地域

調査地域は、計画地とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.3-2 に示すとおりである。

表 5.3-2 調査手法(東京 2020 大会の開催前)

調査事項		生物・生態系の賦存地の改変の程度 新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度
調査時点		工事中及び工事終了後の適宜とする。
調査期間	予測した事項	解体工事終了後とする。
	予測条件の状況	解体工事終了後とする。
	ミティゲーションの実施状況	工事中及び工事終了後の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地とする。
	予測条件の状況	計画地とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地とする。
調査手法	予測した事項	任意踏査による植生の状況を整理する方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

(2) 東京 2020 大会の大会開催後

1) 調査事項

調査事項は、表 5.3-3 に示すとおりである。

表 5.3-3 調査事項(東京 2020 大会の開催後)

区 分	調査事項
予測した事項	・生物・生態系の賦存地の改変の程度 ・新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度
予測条件の状況	・既存緑地の改変の程度 ・植栽基盤（土壌）の状況 ・緑化計画
ミティゲーションの実施状況	・武蔵野自然林や外周部樹林帯は、保全エリアとして樹木保全を基本とし、苑内についてははらっぱ広場、ナチュラルアリーナのヒマラヤスギ群、サクラドレッサージュのケヤキ等の既存樹木を可能な限り残す計画としている。 ・苑内の一部の樹木は移植を行いつつ、適宜、新植樹木を配植して緑量を確保する計画としている。 ・世田谷区みどりの基本条例(平成17年世田谷区条例第13号)における基準緑化をそれぞれの敷地（北エリア、南エリア、公和寮エリア）で満たし、北エリアで約79,410㎡、南エリアで約5,370㎡、公和寮エリアで約860㎡とする計画としている。 ・苑内で親しまれてきたお花畑やウメ、サクラ、メインアリーナやガラスアリーナ周辺のフジ等を集約し、一年を通じて見どころのある広場とする四季の広場のほか、はらっぱ広場・子ども広場として拵がりのある大きな草地の広場を設ける計画としている。 ・十分な植栽基盤（土壌）の必要な厚みを確保する。 ・植栽工事に当たっては、可能な範囲で現地土の有効活用に努める計画としている。

2) 調査地域

調査地域は、計画地とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.3-4 に示すとおりである。

表 5.3-4 調査手法(東京 2020 大会の開催後)

調査事項		生物・生態系の賦存地の改変の程度 新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度
調査時点		施設の供用が開始され、事業活動が通常の状態に達した時点とする。
調査期間	予測した事項	供用開始後の春季～夏季とする。
	予測条件の状況	供用開始後の春季～夏季とする。
	ミティゲーションの実施状況	供用開始後の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地とする。
	予測条件の状況	計画地とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地とする。
調査手法	予測した事項	任意踏査による植生の状況を整理する方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

5.4 生物・生態系

(1) 東京 2020 大会の大会開催前

1) 調査事項

調査事項は、表 5.4-1 に示すとおりである。

表 5.4-1 調査事項(東京 2020 大会の開催前)

区 分	調査事項
予測した事項	・陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度 ・陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度 ・生育・生息環境の変化の内容及びその程度 ・生態系の変化の内容及びその程度
予測条件の状況	・既存緑地の改変の程度 ・緑化計画
ミティゲーションの実施状況	・武蔵野自然林や外周部樹林帯は、保全エリアとして樹木保全を基本とし、苑内についてははらっぱ広場、ナチュラルアリーナのヒマラヤスギ群、サクラドレッサージュのケヤキ等の既存樹木を可能な限り残す計画としている。 ・苑内の一部の樹木は移植を行いつつ、適宜、新植樹木を配植して緑量を確保する計画としている。 ・世田谷区みどりの基本条例(平成17年世田谷区条例第13号)における基準緑化をそれぞれの敷地(北エリア、南エリア、公和寮エリア)で満たし、北エリアで約79,410m²、南エリアで約5,370m²、公和寮エリアで約860m²とする計画としている。 ・苑内で親しまれてきたお花畑やウメ、サクラ、メインアリーナやグラスアリーナ周辺のフジ等を集約し、一年を通じて見どころのある広場とする四季の広場のほか、はらっぱ広場・子ども広場として拡がりのある大きな草地の広場を設ける計画としている。 ・注目される植物のうち、自生種のギンラン、キンラン、クゲヌマランについては、生育エリアの工事計画に応じて現位置での保全または保全エリアである武蔵野自然林内に可能な限り移植する計画とし、移植を実施する際には、時期、場所等を適切に対応する計画としている。 ・十分な植栽基盤(土壌)の必要な厚みを確保する。 ・注目される植物のうち、日本庭園付近で確認された植栽種のハンゲショウ、ホトトギス、カキツバタ、シランについては、新設する池に植栽する計画としている。 ・主に日本庭園の池を生息地としているニホンイシガメ、クサガメ及び池に生息するコイ等の魚類は、工事前に日本中央競馬会の所有する別施設の池に移動する計画としている。

2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺地域とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.4-2 に示すとおりである。

表 5.4-2 調査手法(東京 2020 大会の開催前)

調査事項		陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度 陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度 生育・生息環境の変化の内容及びその程度 生態系の変化の内容及びその程度
調査時点		工事中及び工事終了後の適宜とする。
調査期間	予測した事項	解体工事終了後とする。
	予測条件の状況	解体工事終了後とする。
	ミティゲーションの実施状況	工事中及び工事終了後の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地及びその周辺とする。
	予測条件の状況	計画地及びその周辺とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とする。
調査手法	予測した事項	任意踏査による植生の状況を整理する方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

(2) 東京 2020 大会の大会開催後

1) 調査事項

調査事項は、表 5.4-3 に示すとおりである。

表 5.4-3 調査事項(東京 2020 大会の開催後)

区 分	調査事項
予測した事項	・陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度 ・陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度 ・生育・生息環境の変化の内容及びその程度 ・生態系の変化の内容及びその程度
予測条件の状況	・既存緑地の改変の程度 ・緑化計画
ミティゲーションの実施状況	・武蔵野自然林や外周部樹林帯は、保全エリアとして樹木保全を基本とし、苑内についてははらっぱ広場、ナチュラルアリーナのヒマラヤスギ群、サクラドレッサージュのケヤキ等の既存樹木を可能な限り残す計画としている。 ・苑内の一部の樹木は移植を行いつつ、適宜、新植樹木を配植して緑量を確保する計画としている。 ・世田谷区みどりの基本条例(平成17年世田谷区条例第13号)における基準緑化をそれぞれの敷地(北エリア、南エリア、公和寮エリア)で満たし、北エリアで約79,410m²、南エリアで約5,370m²、公和寮エリアで約860m²とする計画としている。 ・苑内で親しまれてきたお花畑やウメ、サクラ、メインアリーナやグラスアリーナ周辺のフジ等を集約し、一年を通じて見どころのある広場とする四季の広場のほか、はらっぱ広場・子ども広場として拡がりのある大きな草地の広場を設ける計画としている。 ・注目される植物のうち、自生種のギンラン、キンラン、クゲヌマランについては、生育エリアの工事計画に応じて現位置での保全または保全エリアである武蔵野自然林内に可能な限り移植する計画とし、移植を実施する際には、時期、場所等を適切に対応する計画としている。 ・十分な植栽基盤(土壌)の必要な厚みを確保する。 ・注目される植物のうち、日本庭園付近で確認された植栽種のハンゲショウ、ホトトギス、カキツバタ、シランについては、新設する池に植栽する計画としている。 ・主に日本庭園の池を生息地としているニホンイシガメ、クサガメ及び池に生息するコイ等の魚類は、工事前に日本中央競馬会の所有する別施設の池に移動する計画としている。

2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺地域とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.4-4 に示すとおりである。

表 5.4-4 調査手法(東京 2020 大会の開催後)

調査事項		陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度 陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度 生育・生息環境の変化の内容及びその程度 生態系の変化の内容及びその程度
調査時点		施設の供用が開始され、事業活動が通常の状態に達した時点とする。
調査期間	予測した事項	供用開始後の春季～夏季とする。
	予測条件の状況	供用開始後の春季～夏季とする。
	ミティゲーションの実施状況	供用開始後の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地及びその周辺とする。
	予測条件の状況	計画地及びその周辺とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とする。
調査手法	予測した事項	任意踏査による植生の状況を整理する方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

5.5 緑

(1) 東京 2020 大会の大会開催前

1) 調査事項

調査事項は、表 5.5-1 に示すとおりである。

表 5.5-1 調査事項(東京 2020 大会の開催前)

区 分	調査事項
予測した事項	・植栽内容（植栽基盤など）の変化の程度 ・緑の量（緑被率や緑化面積など）の変化の程度
予測条件の状況	・既存緑地の改変の程度 ・緑化計画
ミティゲーションの実施状況	・武蔵野自然林や外周部樹林帯は、保全エリアとして樹木保全を基本とし、苑内についてははらっぱ広場、ナチュラルアリーナのヒマラヤスギ群、サクラドレッサージュのケヤキ等の既存樹木を可能な限り残す計画としている。 ・苑内の一部の樹木は移植を行いつつ、適宜、新植樹木を配植して緑量を確保する計画としている。 ・世田谷区みどりの基本条例(平成17年世田谷区条例第13号)における基準緑化をそれぞれの敷地（北エリア、南エリア、公和寮エリア）で満たし、北エリアで約79,410m²、南エリアで約5,370m²、公和寮エリアで約860m²とする計画としている。 ・苑内で親しまれてきたお花畑やウメ、サクラ、メインアリーナやグラスアリーナ周辺のフジ等を集約し、一年を通じて見どころのある広場とする四季の広場のほか、はらっぱ広場・子ども広場として拵がりのある大きな草地の広場を設ける計画としている。 ・十分な植栽基盤（土壌）の必要な厚みを確保する。

2) 調査地域

調査地域は、計画地とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.5-2 に示すとおりである。

表 5.5-2 調査手法(東京 2020 大会の開催前)

調査事項		植栽内容（植栽基盤など）の変化の程度 緑の量（緑被率や緑化面積など）の変化の程度
調査時点		工事中及び工事終了後の適宜とする。
調査期間	予測した事項	解体工事終了後とする。
	予測条件の状況	解体工事終了後とする。
	ミティゲーションの実施状況	工事中及び工事終了後の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地とする。
	予測条件の状況	計画地とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地とする。
調査手法	予測した事項	任意踏査による植生の状況を整理する方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

(1) 東京 2020 大会の大会開催後

1) 調査事項

調査事項は、表 5.5-3 に示すとおりである。

表 5.5-3 調査事項(東京 2020 大会の開催後)

区 分	調査事項
予測した事項	・植栽内容（植栽基盤など）の変化の程度 ・緑の量（緑被率や緑化面積など）の変化の程度
予測条件の状況	・既存緑地の改変の程度 ・緑化計画
ミティゲーションの実施状況	・武蔵野自然林や外周部樹林帯は、保全エリアとして樹木保全を基本とし、苑内についてははらっぱ広場、ナチュラルアリーナのヒマラヤスギ群、サクラドレッサージュのケヤキ等の既存樹木を可能な限り残す計画としている。 ・苑内の一部の樹木は移植を行いつつ、適宜、新植樹木を配植して緑量を確保する計画としている。 ・世田谷区みどりの基本条例(平成17年世田谷区条例第13号)における基準緑化をそれぞれの敷地（北エリア、南エリア、公和寮エリア）で満たし、北エリアで約79,410m²、南エリアで約5,370m²、公和寮エリアで約860m²とする計画としている。 ・苑内で親しまれてきたお花畑やウメ、サクラ、メインアリーナやガラスアリーナ周辺のフジ等を集約し、一年を通じて見どころのある広場とする四季の広場のほか、はらっぱ広場・子ども広場として拵がりのある大きな草地の広場を設ける計画としている。 ・十分な植栽基盤（土壌）の必要な厚みを確保する。

2) 調査地域

調査地域は、計画地とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.5-4 に示すとおりである。

表 5.5-4 調査手法(東京 2020 大会の開催後)

調査事項		植栽内容（植栽基盤など）の変化の程度 緑の量（緑被率や緑化面積など）の変化の程度
調査時点		施設の供用が開始され、事業活動が通常の状態に達した時点とする。
調査期間	予測した事項	供用開始後の春季～夏季とする。
	予測条件の状況	供用開始後の春季～夏季とする。
	ミティゲーションの実施状況	供用開始後の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地とする。
	予測条件の状況	計画地とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地とする。
調査手法	予測した事項	任意踏査による植生の状況を整理する方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

5.6 騒音・振動

(1) 東京 2020 大会の大会開催前

1) 調査事項

調査事項は、表 5.6-1 に示すとおりである。

表 5.6-1 調査事項(東京 2020 大会の大会開催前)

区 分	調査事項
予測した事項	・ 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音 ・ 工事用車両の走行に伴う道路交通振動 ・ 建設機械の稼働に伴う騒音 ・ 建設機械の稼働に伴う振動
予測条件の状況	・ 工事用車両の状況(種類、台数、時間帯) ・ 一般車両の状況(種類、台数、時間帯) ・ 建設機械の稼働状況(種類、台数、規格、稼働時間、稼働位置)
ミティゲーションの実施状況	[工事用車両に対するミティゲーション] ・ 規制速度を遵守する計画としている。 ・ 低公害型の工事用車両を極力採用し、適切なアイドリングストップ等のエコドライブ及び定期的な整備点検の実施を周知・徹底する。 ・ 資材の搬出入に際しては、走行ルートの検討、安全走行等により、騒音及び振動の低減に努める計画としている。 ・ 工事用車両の走行に当たっては、周辺道路の交通量等の状況に応じ、適切なルートを選択する計画としている。 ・ 施工業者に対する指導を徹底し、工事用車両の過積載を防止する計画としている。 ・ 工事用車両が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める計画としている。 ・ 工事作業員の通勤に際しては、公共交通機関を利用する等通勤車両の削減に努めるよう指導する計画としている。 [建設機械に対するミティゲーション] ・ 低騒音型建設機械の採用に努める計画としている。 ・ 北エリアの管理センターの建設の際には、高さ1.5mの既存ブロック塀の上に高さ1.8mの防音シートを設置する計画としている。 ・ 北エリア及び南エリアの地下道スロープ施工の際には、高さ2.0mの防音シート付仮囲いを設置する計画である。 ・ 外周部の仮囲いには既存柵を利用し、一部ゲート周辺に鋼製仮囲い(高さ約3m)を設置するほか、解体工事及び建築工事を行う際には、工事範囲の周囲に養生シートを設置する計画としている。 ・ 建設機械の集中稼働を行わないよう、建設機械の効率的稼働に努める計画としている。 ・ 作業時間及び作業手順は、周辺に著しい影響を及ぼさないように、事前に工事工程を十分検討する計画としている。 ・ アイドリングストップの提示等を行い、不必要なアイドリングの防止を徹底する計画としている。 ・ 建設機械の稼働にあたっては、不必要な空ぶかし、急発進等の禁止を徹底させる計画としている。 ・ 建設機械は定期的に点検整備を行い、故障や異常の早期発見に努める計画としている。 ・ 騒音・振動の発生を極力少なくするよう、最新の低騒音型建設機械の採用及び低騒音・低振動な施工方法の採用に努める計画としている。 ・ 現場内のパトロールの中で、建設機械による影響を低減するようミティゲーションの実施状況の確認及び指導を行う計画としている。 ・ 解体及び建築工事に関する近隣からの相談窓口を設置し、住民からの問い合わせに対しては、迅速かつ適切な対応を行う計画としている。 ・ 上記のミティゲーションについては、その遂行を徹底するよう、施工業者に対して指導を行う計画としている。

2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とする。

3) 調査手法

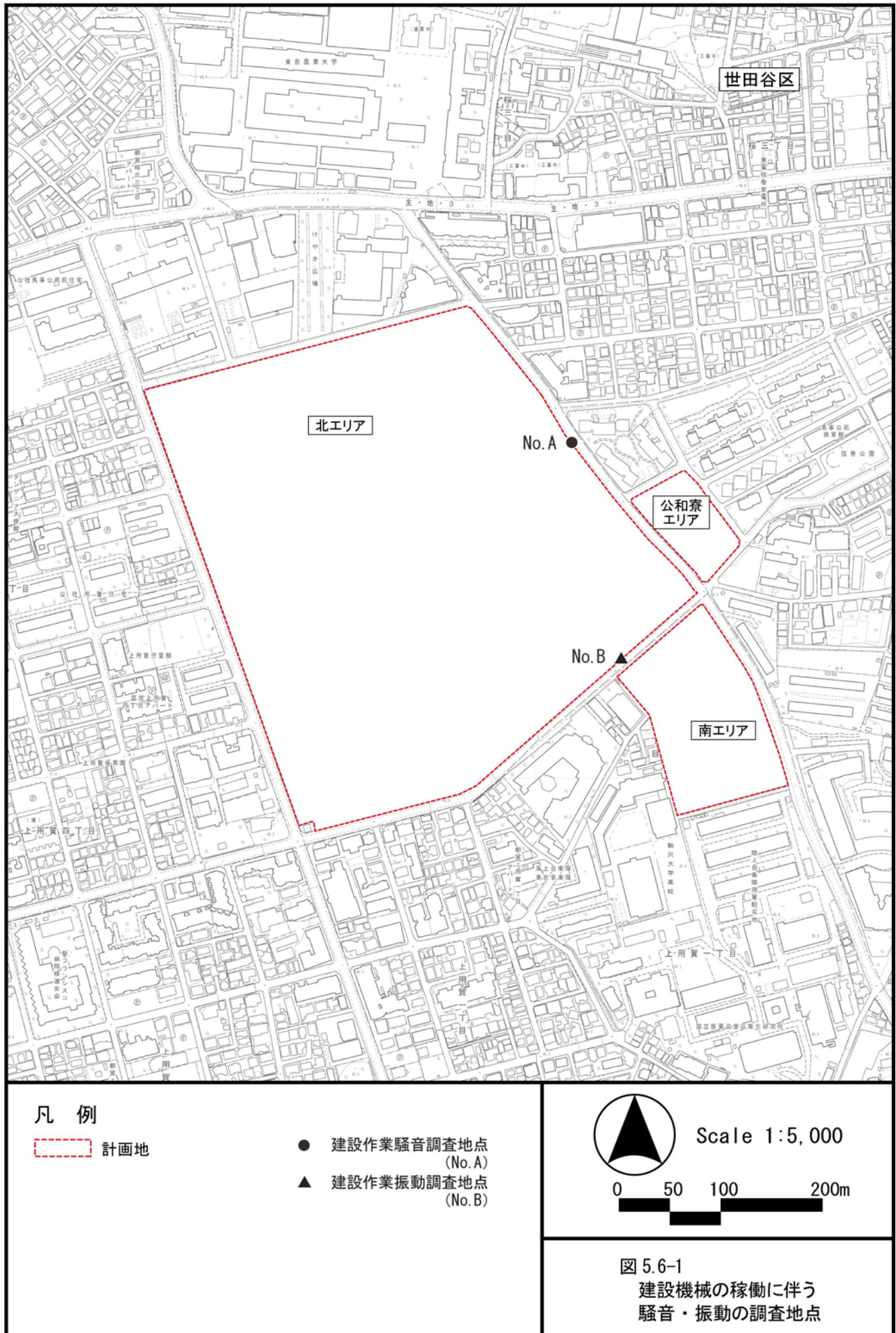
調査手法は、表 5.6-2(1) 及び(2) に示すとおりである。

表 5.6-2(1) 調査手法(東京 2020 大会の大会開催前)

調査事項		工事用車両の走行に伴う道路交通騒音	工事用車両の走行に伴う道路交通振動
調査時点		工事用車両の走行台数が最大となる時点(準備工事着工後19か月目)とする。	
調査期間	予測した事項	代表的な1日の内、工事用車両の走行時間及びその前後1時間を含む時間帯とする。	
	予測条件の状況	【工事用車両、一般車両の状況】 「予測した事項」と同時期とする。	
	ミティゲーションの実施状況	工事の施行中の適宜とする。	
調査地点	予測した事項	工事用車両走行ルート上の5地点(図5.1-1(p.31参照))に示す地点No.1～5)とする。	
	予測条件の状況	【工事用車両の状況】 工事用車両の出入口とする。 【一般車両の状況】 工事用車両走行ルート上の5地点(図5.1-1(p.31参照))に示す地点No.1～5)とする。	
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とする。	
調査手法	予測した事項	「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月環境庁告示第64号)に定める方法(JIS Z8731)に準拠し、騒音レベル(等価騒音レベル： L_{Aeq})を測定する。	「振動規制法施行規則」(昭和51年総務省令第58号)に定める測定方法(JIS Z8735)に準拠し、振動レベルの80%レンジの上端値(L_{10})を測定する。
	予測条件の状況	【工事用車両、一般車両の状況】 ハンドカウンタによる計測(大型車、小型車の2車種分類)とする。	
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料(建設作業日報等)の整理による方法とする。	

表 5.6-2(2) 調査手法(東京 2020 大会の大会開催前)

調査事項		建設機械の稼働に伴う建設作業騒音	建設機械の稼働に伴う建設作業振動
調査時点		建設機械の稼働による騒音が最大になると予想される時点(準備工事着工後10か月目)とする。	建設機械の稼働による振動が最大になると予想される時点(準備工事着工後7か月目)とする。
調査期間	予測した事項	代表的な1日の内、建設機械の稼働時間を含む時間帯とする。	
	予測条件の状況	「予測した事項」と同時期とする。	
	ミティゲーションの実施状況	工事の施行中の適宜とする。	
調査地点	予測した事項	建設機械の稼働に伴う騒音が最大になると予測される地点(No. A)、建設機械の稼働に伴う振動が最大になると予測される地点(No. B)とする(図5.6-1参照)。	
	予測条件の状況	計画地とする。	
	ミティゲーションの実施状況	計画地とする。	
調査手法	予測した事項	「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則」に定める測定方法(JIS Z8731)及び「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生・建設省告示第1号)に準拠し、騒音レベルの90%レンジの上端値(L_5)を測定する。	「都民の健康と安全を確保する条例施行規則」に定める測定方法(JIS Z8735)及び「振動規制法施行規則」(昭和51年総務省令第58号)に準拠し、振動レベルの80%レンジの上端値(L_{10})を測定する。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料(建設作業日報等)の整理による方法とする。	
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料(建設作業日報等)の整理による方法とする。	



5.7 自然との触れ合い活動の場

(1) 東京 2020 大会の大会開催前

1) 調査事項

調査事項は、表 5.7-1 に示すとおりである。

表 5.7-1 調査事項(東京 2020 大会の開催前)

区 分	調査事項
予測した事項	・自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度 ・自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度 ・自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度
予測条件の状況	・施設配置計画 ・工事用車両の走行の状況 ・建設機械の稼働状況
ミティゲーションの実施状況	・武蔵野自然や外周部樹林帯は、保全エリアとして樹木保全を基本とし、苑内についてははらっぱ広場、ナチュラルアリーナのヒマラヤスギ群、サクラドレッサージュのケヤキ等の既存樹木を可能な限り残す計画としている。 ・苑内の一部の樹木は移植を行いつつ、適宜、新植樹木を配植して緑量を確保する計画としている。 ・世田谷区みどりの基本条例(平成 17 年世田谷区条例第 13 号)における基準緑化をそれぞれの敷地(北エリア、南エリア、公和寮エリア)で満たし、北エリアで約 79,410m²、南エリアで約 5,370m²、公和寮エリアで約 860m²とする計画としている。 ・苑内で親しまれてきたお花畑やウメ、サクラ、メインアリーナやガラスアリーナ周辺のフジ等については、人の回遊性が無く分節されていたため、一年を通じて見どころのある広場とする四季の広場として集約する計画としている。 ・正門から近く利便性の高い位置に、はらっぱ広場・子ども広場として拡がりのある大きな草地の広場を設けることで、馬と人にとってフレキシブルな空間とするほか、避難場所の機能としても活用できるように、緑空間を整備する計画としている。 ・サクラドレッサージュでは、木陰をつくるケヤキや移植及び新植によるサクラ等の樹木を配置することで、馬とサクラの風景を創出するほか、ナチュラルアリーナでは、既存のヒマラヤスギ群等を生かした木陰や、南側の池には東屋を設置し、水生植物が生育する修景池とする計画としている。 ・工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定とし、計画地周辺の自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮する計画としている。 ・低公害型の工事用車両を極力採用し、不要なアイドリングの防止を徹底する計画である。 ・資材の搬出入に際しては、走行ルートの検討、安全走行等により、騒音及び振動の低減に努める計画としている。

2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.7-2 に示すとおりである。

表 5.7-2 調査手法(東京 2020 大会の開催前)

調査事項		自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度
調査時点		工事の施行中とする。
調査期間	予測した事項	工事中の適宜とする。
	予測条件の状況	工事中の適宜とする。
	ミティゲーションの実施状況	工事中の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地及びその周辺とする。
	予測条件の状況	計画地及びその周辺とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とする。
調査手法	予測した事項	既存資料及び現地調査により、自然との触れ合い活動の状況の整理による方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

(2) 東京 2020 大会の大会開催後

1) 調査事項

調査事項は、表 5.7-3 に示すとおりである。

表 5.7-3 調査事項(東京 2020 大会の開催後)

区 分	調査事項
予測した事項	・自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度 ・自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度 ・自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度
予測条件の状況	・施設配置計画
ミティゲーションの実施状況	・武蔵野自然や外周部樹林帯は、保全エリアとして樹木保全を基本とし、苑内についてははらっぱ広場、ナチュラルアリーナのヒマラヤスギ群、サクラドレッサージュのケヤキ等の既存樹木を可能な限り残す計画としている。 ・苑内の一部の樹木は移植を行いつつ、適宜、新植樹木を配植して緑量を確保する計画としている。 ・世田谷区みどりの基本条例(平成 17 年世田谷区条例第 13 号)における基準緑化をそれぞれの敷地(北エリア、南エリア、公和寮エリア)で満たし、北エリアで約 79,410m²、南エリアで約 5,370m²、公和寮エリアで約 860m²とする計画としている。 ・苑内で親しまれてきたお花畑やウメ、サクラ、メインアリーナやグラスアリーナ周辺のフジ等については、人の回遊性が無く分節されていたため、一年を通じて見どころのある広場とする四季の広場として集約する計画としている。 ・正門から近く利便性の高い位置に、はらっぱ広場・子ども広場として拡がりのある大きな草地の広場を設けることで、馬と人にとってフレキシブルな空間とするほか、避難場所の機能としても活用できるように、緑空間を整備する計画としている。 ・サクラドレッサージュでは、木陰をつくるケヤキや移植及び新植によるサクラ等の樹木を配置することで、馬とサクラの風景を創出するほか、ナチュラルアリーナでは、既存のヒマラヤスギ群等を生かした木陰や、南側の池には東屋を設置し、水生植物が生育する修景池とする計画としている。

2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.7-4 に示すとおりである。

表 5.7-4 調査手法(東京 2020 大会の開催後)

調査事項		自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度
調査時点		施設の供用が開始され、事業活動が通常の状態に達した時点とする。
調査期間	予測した事項	供用開始後の適宜とする。
	予測条件の状況	供用開始後の適宜とする。
	ミティゲーションの実施状況	供用開始後の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地及びその周辺とする。
	予測条件の状況	計画地及びその周辺とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とする。
調査手法	予測した事項	既存資料及び現地調査により、自然との触れ合い活動の状況の整理による方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

5.8 廃棄物

(1) 東京 2020 大会の開催前

1) 調査事項

調査事項は、表 5.8-1 に示すとおりである。

表 5.8-1 調査事項(東京 2020 大会の開催前)

区 分	調査事項
予測した事項	・ 廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等
予測条件の状況	・ 工事の実施状況
ミティゲーションの実施状況	・ 伐採樹木については、中間処理施設へ搬出し、チップ化によるマテリアルリサイクルとしての利用を検討する。 ・ 掘削工事等に伴い発生する建設発生土は、一部を計画地内の埋戻し土等に利用するほか、場外に搬出する場合には、受入基準を満足していることを確認のうえ、関係法令に係る許可を受けた施設において、適正な処理を行う。 ・ 山留工事、杭工事における建設泥土については、脱水等を行って減量化するとともに、場外へ搬出する場合には、再資源化施設に搬出する。 ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。 ・ 建設廃棄物の分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る。 ・ 再利用できないものは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はモニタリングにより確認する。アスベストについても、同法律に基づく対応を行ない、他の廃棄物と区分した保管・収集・運搬、中間処理及び処分等、適切な対策を行う。 ・ 既存樹木については伐採予定であるが、樹木調査により樹木の状況確認を行った上で、移植等について検討する。 ・ 建設廃棄物の発生量を低減するような施工計画を検討し、施工業者に遵守させる。 ・ 仮設材(山留め、覆工板等)はリース品を採用し廃棄物の削減を図る。 ・ 資材梱包の簡易化を図り廃棄物の削減を図る。 ・ 資材の搬入、副産物の搬出に当たっては、あらかじめ再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、実施状況は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書にて記録・保存を行う。 ・ 施設整備に当たっては、東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、再生骨材コンクリート等のエコマテリアルを積極的に使用する。 ・ 工事の実施に当たっては、「東京都建設リサイクル推進計画」(平成28年4月)の目標値も踏まえ、再資源化率のより一層の向上に努める計画としている。

2) 調査地域

調査地域は、計画地とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.8-2 に示すとおりである。

表 5.8-2 調査手法(東京 2020 大会の開催前)

調査事項		施設の建設に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等
調査時点		工事の施行中とする。
調査期間	予測した事項	工事中の適宜とする。
	予測条件の状況	工事中の適宜とする。
	ミティゲーションの実施状況	工事中の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地とする。
	予測条件の状況	計画地とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地とする。
調査手法	予測した事項	関連資料の整理による方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

5.9 エコマテリアル

(1) 東京 2020 大会の開催前

1) 調査事項

調査事項は、表 5.9-1 に示すとおりである。

表 5.9-1 調査事項(東京 2020 大会の開催前)

区 分	調査事項
予測した事項	・エコマテリアルの利用への取組・貢献の程度
予測条件の状況	・環境物品調達方針
ミティゲーションの実施状況	・「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成28年2月2日変更閣議決定)等に基づき、環境物品等の調達を行う。 ・建設資材についてエコマテリアルの適用品目があるものについては、可能な限り適用品目を利用する計画としている。 ・大会組織委員会が調達する木材を対象とした「持続可能性に配慮した木材の調達基準」が策定され、都や国等が当該基準を尊重するよう働きかけを受けていることから、その趣旨に基づく木材の調達に可能な限り努める計画としている。 ・資材の搬入、副産物の搬出にあたっては、あらかじめ再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書を作成し、実施状況は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書にて記録・保存する計画としている。 ・今後、開発・実用化される素材についても、可能な限り積極的な利用に努める計画としている。 ・エコマテリアルの使用状況確認については、フォローアップ調査で確認する。

2) 調査地域

調査地域は、計画地とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.9-2 に示すとおりである。

表 5.9-2 調査手法(東京 2020 大会の開催前)

	調査事項	エコマテリアルの利用への取組・貢献の程度
	調査時点	工事の施行中とする。
調査期間	予測した事項	工事中の適宜とする。
	予測条件の状況	工事中の適宜とする。
	ミティゲーションの実施状況	工事中の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地とする。
	予測条件の状況	計画地とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地とする。
調査手法	予測した事項	関連資料の整理による方法とする。
	予測条件の状況	関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	関連資料の整理による方法とする。

5.10 交通渋滞

(1) 東京 2020 大会の開催前

1) 調査事項

調査事項は、表 5.10-1 に示すとおりである。

表 5.10-1 調査事項(東京 2020 大会の開催前)

区 分	調査事項
予測した事項	・ 工事用車両の走行に伴う交通渋滞の発生又は解消等、交通量及び交通流の変化の程度
予測条件の状況	・ 工事用車両の走行の状況 ・ 一般車両の状況
ミティゲーションの実施状況	・ 工事用車両の走行ルートは複数のルートに分散させる計画としている。 ・ 工事用車両の集中稼働を行わないよう、工事工程の平準化に努める計画としている。 ・ 工事用車両の走行に当たっては、安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底する計画としている。 ・ 工事作業員の通勤に際しては、公共交通機関を利用する等、通勤車両の削減に努めるよう指導する計画としている。 ・ 工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定とし、計画地周辺の車両の通行に支障を与えないように配慮する計画としている。 ・ 工事用車両の走行に当たっては、出入口付近を走行する路線バスの運行スケジュールに配慮する計画としている。 ・ 上記のミティゲーションも含め、周辺地域における交通の円滑化の確保が図られるよう詳細な施工計画を作成する計画としている。

2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.10-2 に示すとおりである。

表 5.10-2 調査手法(東京 2020 大会の開催前)

調査事項		工事用車両の走行に伴う交通渋滞の発生又は解消等、交通量及び交通流の変化の程度
調査時点		工事用車両の走行台数が最大となる時点(準備工事着工後19か月目)とする。
調査期間	予測した事項	代表的な1日の内、工事用車両の走行時間及びその前後1時間を含む時間帯とする。
	予測条件の状況	【工事用車両、一般車両の状況】 「予測した事項」と同時期とする。
	ミティゲーションの実施状況	工事中の適宜とする。
調査地点	予測した事項	工事用車両走行ルート上の5地点(図5.1-1(p.31参照))に示す地点No.1～5)とする。
	予測条件の状況	【工事用車両の状況】 工事用車両の出入口とする。 【一般車両の状況】 工事用車両走行ルート上の5地点(図5.1-1(p.31参照))に示す地点No.1～5)とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とする。
調査手法	予測した事項	ハンドカウンタによる計測(大型車、小型車の2車種分類)
	予測条件の状況	ハンドカウンタによる計測(大型車、小型車の2車種分類)
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

5.11 交通安全

(1) 東京 2020 大会の開催前

1) 調査事項

調査事項は、表 5.11-1 に示すとおりである。

表 5.11-1 調査事項(東京 2020 大会の開催前)

区 分	調査事項
予測した事項	・アクセス経路における歩車道線の分離の向上又は低下等、交通安全の変化の程度
予測条件の状況	・アクセス経路における歩車道線分離の状況
ミティゲーションの実施状況	・工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定とし、計画地周辺の一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮する計画としている。 ・計画地周辺の歩道等を占用する工事を行う場合には、代替路の設置、交通整理員の配置等を行う計画としている。 ・工事用車両の走行に当たっては、安全走行を徹底する計画としている。 ・工事用車両の集中稼働を行わないよう、可能な限り工事工程の平準化に努める計画としている。 ・工事用車両の走行に当たっては、規制速度の遵守など安全走行の徹底、市街地での待機や違法駐車をすることがないように、運転者への指導を徹底する計画としている。 ・歩行者、自転車、一般車両等の優先の徹底、交差点進入時、右左折時における歩行者、自転車等の安全確認の徹底等の交通安全教育を工事用車両運転者に対して徹底する計画としている。 ・児童の登下校時間帯の通学路においては、特に安全走行を徹底する計画とする。 ・計画地北側特別区道においては交通整理員を配置するほか、工事用車両は最徐行にて走行するなど、特に交通安全に配慮する計画としている。 ・上記のミティゲーションも含め、周辺地域における交通安全の確保が図られるよう詳細な施工計画を作成する計画としている。

2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とする。

3) 調査手法

調査手法は、表 5.11-2 に示すとおりである。

表 5.11-2 調査手法(東京 2020 大会の開催前)

調査事項		アクセス経路における歩車道線の分離の向上又は低下等、交通安全の変化の程度
調査時点		工事の施行中とする。
調査期間	予測した事項	工事中の適宜とする。
	予測条件の状況	工事中の適宜とする。
	ミティゲーションの実施状況	工事中の適宜とする。
調査地点	予測した事項	計画地及びその周辺とする。
	予測条件の状況	計画地及びその周辺とする。
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とする。
調査手法	予測した事項	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とする。

5.12 その他の項目に係るミティゲーションの実施状況

その他の項目に対してのミティゲーションについて以下に記載する。

(1) 史跡・文化財

計画地内に史跡・文化財及び既知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

なお、工事の実施に伴い新たに史跡・文化財が確認された場合には、フォローアップ報告書において明らかにする。

5.13 フォローアップ報告書の提出時期

フォローアップ報告書の提出時期及び内容は、表 5.13-1(1)及び(2)に示すとおりである。

表 5.13-1(1) フォローアップの工程及びフォローアップ報告書の提出時期（東京 2020 大会の開催前）

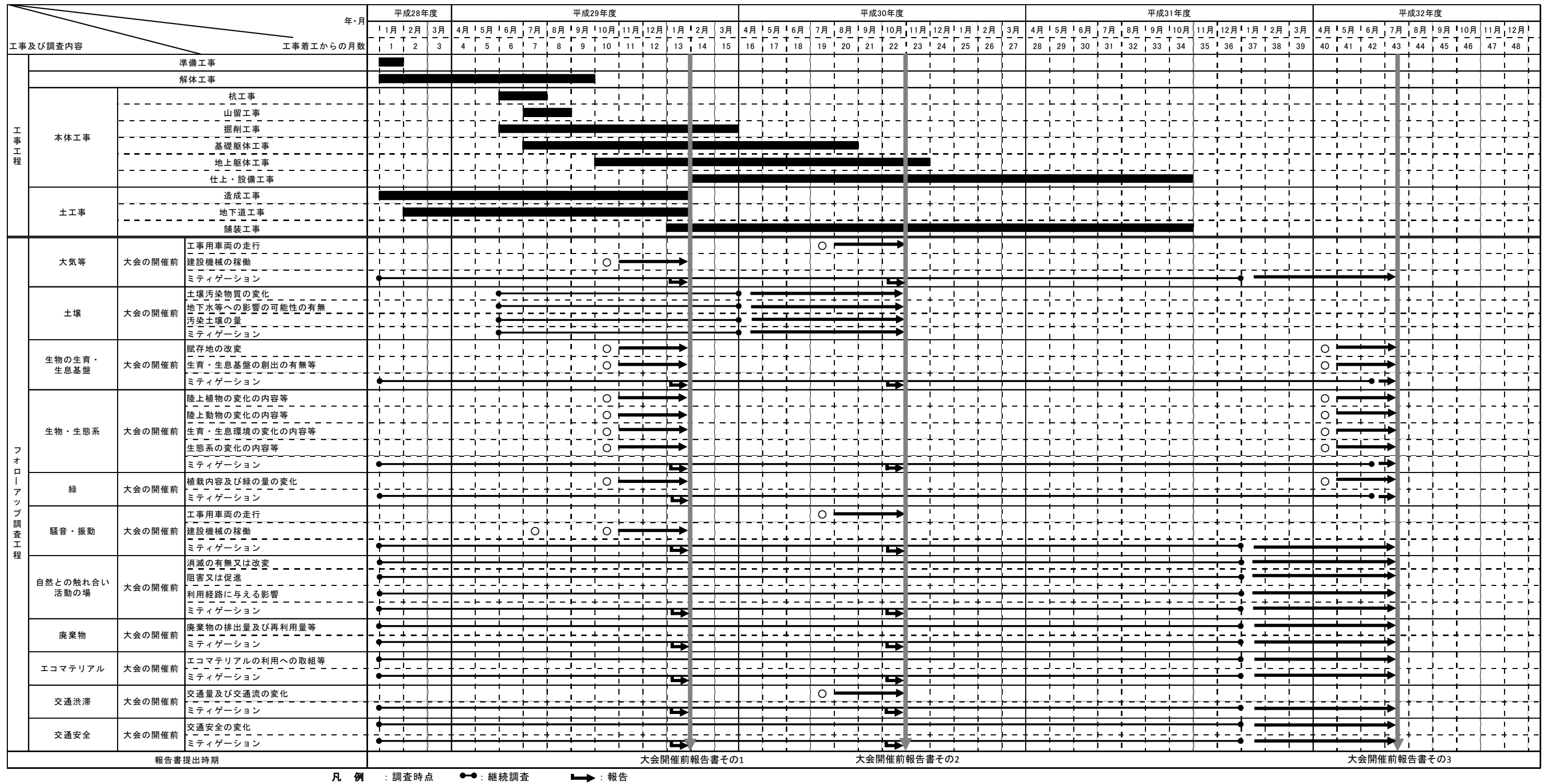


表 5.13-1(2) フォローアップの工程及びフォローアップ報告書の提出時期（東京 2020 大会の開催後）

[illegible]

